

三豊市農業委員会 9 月定例総会議事録

令和6年9月20日午後1時30分より、三豊市農業委員会9月定例総会を三豊市危機管理センター 301・302会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 26名(農業委員20名、農地利用最適化推進委員6名)

【農業委員】 (出席○・欠席－)

1 番	堀江 博	○	2 番	岡根 譲	○	3 番	石井 徳和	－
4 番	笠原 孝弘	○	5 番	奈尾 正敏	○	6 番	近藤 和雄	○
7 番	香川 政雄	○	8 番	秋山 正伸	○	9 番	大橋 正幸	○
10 番	糸川 正	○	11 番	三宅 幸一	○	12 番	前谷 晃年	－
13 番	丸岡 祐二	○	14 番	安藤 弘	○	15 番	長堀 和行	○
16 番	藤川 剛	○	17 番	菅 充司	○	18 番	石原 剛	－
19 番	組橋 進	○	20 番	河田 進	○	21 番	岡崎 和朗	－
22 番	宮崎 和代	○	23 番	吉田 由紀	○	24 番	山岡 正士	○

【農地利用最適化推進委員】

16 番	田岡 要	○	20 番	白井 正三	○	24 番	山本 定	○
33 番	前川 祐介	○	45 番	大西 敏晴	○	53 番	増田 幸司	○
65 番	杉山 保幸	－						

2. 署名委員

15 番 長堀 和行
22 番 宮崎 和代

3. 傍聴人

なし

4. 事務局の出席者

事務局 長 片桐 伸尚
事務局次長 藤原 卓司
主 任 菅原 雅慶
主 任 糸川 剛史

5. 書 記

副 主 任 安藤 かほる

6. 議 題

議案第 1 号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第 2 号 農地法第18条第6項の規定による通知の件について(報告)
議案第 3 号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 4 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 5 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 6 号 非農地証明願いの件について
議案第 7 号 非農地通知の件について
議案第 8 号 農用地利用集積計画の件について
その他の件について

7. 開会	【 午後 1 時 3 0 分 】
事 務 局 長	それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会 9 月定例総会の開会にあたりまして、堀江会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	皆様、こんにちは。暑さ寒さも彼岸までといいますが、今年のこの暑さは過去に経験したことがないようなものとなっています。9 月の後半になっても猛暑日が続き、以前と比べ気候が大きく変わってきた気がします。来週からやっと秋めいてくるとの予報ですが、とにかく暑い気候が続きましたので、お身体には十分お気をつけいただきたいと思います。本日は9月の定例総会ということで、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。私たちの任期も残すところあと半年となりました。委員の改選に向け各地区で話が進んでいることと思いますが、まだ農地パトロールや地域計画の策定などの作業も残っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。本日は議案が多くありませんが、皆様にご協力いただき、スムーズな議事進行を行いたいと思います。最後までどうぞよろしくお願いいたします。
事務局長	ありがとうございます。本日の会議にあたり、議席番号3番 石井 徳和 委員、12番 前谷 晃年 委員、18番 石原 剛 委員、21番 岡崎 和朗 委員からあらかじめ欠席する旨の連絡をいただいております。ただいまの出席農業委員は20名で、定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。 それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長にお願いいたします。
議 長	ただ今から、三豊市農業委員会 9 月定例総会を開会いたします。最初に本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号15番 長堀 和行 委員、議席番号22番 宮崎 和代 委員のご両名にお願いいたします。 本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。1 ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。
事 務 局	議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。 〔 議案第1号 番号1号から番号7号を朗読 〕 以上7件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。
議 長	ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

一 同	〔 なしの声あり 〕
議 長	ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号7号の7件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。4 ページを開いてください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。 議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。 〔 議案第2号 番号1号を朗読 〕 以上1件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。
議 長	ただいまの議案第2号の報告に関しての質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。
一 同	〔 なしの声あり 〕
議 長	ないようですので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の1件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。5 ページを開いてください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」説明をさせていただきます。 〔 議案第3号 番号1号から番号9号を朗読 〕 以上9件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。
議 長	事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。
8 番	番号1号、番号2号については、申請地が隣接しており、譲受人が同じ方なので一括して説明します。譲受人は不動産業者を通じて農業用倉庫を探していたところ、申請地を紹介され、譲渡人双方の同意を得て購入することとなったものです。番号1号の申請地に農業用倉庫があり、隣接したところに番号2号の申請地があります。譲受人は温州ミカンをメインに経営しています。現地を確認しましたが、草刈りを行えばすぐにでも作付けできる状況で、今後はミカンを作付けする予定です。周辺農地への影響もなく問題ありませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
10 番	番号3号について説明します。譲渡人と譲受人は知人同士です。譲渡人

		は農業に従事しておらず申請地の譲渡を希望していたため、申請地が自宅に隣接する譲受人に相談をして、今回の売買が成立しました。譲受人は所有する農地をすべて管理しており、水稻を中心に栽培を行っております。現地を確認したところ、草も生えておらず耕作に問題はなく、今後は野菜等を作付けする予定です。周辺農地への影響もなく問題ありませんので、ご審議のほどよろしく願いいたします。			申請の件について」の番号１号から番号９号についてお諮りします。ご異議ございませんか。
	一　同				〔　異議なしの声あり　〕
	議　長				異議なしと認めます。よって、議案第３号「農地法第３条第１項の規定による許可申請の件について」の番号１号から番号９号の９件は、適当と認めます。次に進ませていただきます。８ページをお開きください。議案第４号「農地法第４条第１項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
１　１　番		番号４号について説明します。譲渡人と譲受人は親族で、以前から申請地は譲受人が管理していました。今回、譲渡人から地権者として管理してほしいと相談し、譲渡人が引き受けることとなったものです。現地は竹やぶで、譲受人により適切に管理されております。周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議よろしく願いいたします。	事　務　局		議案第４号「農地法第４条第１項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。
１　４　番		番号５号について説明します。譲渡人と譲受人は知人同士です。譲渡人には後継者がおらず、申請地は貸し出され家庭菜園として利用されておりました。今回譲受人に買ってほしいと相談し、売買が成立したものです。現地を確認したところ適切に管理されており、問題ありません。ご審議のほどよろしく願いいたします。			〔　議案第４号　番号１号から番号５号を朗読　〕
１　６　番		番号６号について説明します。譲渡人と譲受人の間でまず農業用倉庫の売却の話をしていたところ、譲受人の要望で農業用倉庫に隣接する申請地の譲渡も成立したものです。譲受人は専業農家で、農作業に常時従事しております。現地を確認したところ草刈りがされており、問題ないと思われます。	議　長		事務局の説明が終わりました。引き続き備考欄に委員説明がある案件について、担当委員さんから順次説明をお願いします。
		番号７号について説明します。譲渡人は高齢となり申請地の譲渡先を探していたところ、申請地に隣接した農地を所有する譲受人と話がまとまりました。現地を確認したところ現在は何も耕作されていませんが、作付けには問題ありません。	７　　番		番号２号、番号３号については、申請人と申請内容が同じですので一括して説明します。こちらにつきましては、営農型太陽光設備基礎設置のための一時転用の再申請を行うものです。現地を確認したところ、太陽光施設の下にミョウガなどが植えられています。申請人は市外在住ですが、休日を利用して農地の管理を行うとともに、近所の方にも手伝っていただくとのことで、そういった形で管理していけば問題ないと思われます。周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議のほどよろしく願いいたします。
１　７　番		番号８号について説明します。譲渡人と譲受人は近所に住んでいます。譲受人は空き家を整理して居住予定であり、その住居に隣接する農地を家庭菜園として利用したいと考えました。譲渡人にその旨を相談したところ承諾を得たため、今回の申請となりました。申請地は現在適切に管理されており、今後譲受人が家庭菜園として利用する予定です。周辺農地への影響もなく問題ありませんので、ご審議よろしく願いいたします。	議　長		ありがとうございました。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。
１　　番		番号９号について説明します。譲渡人は市外在住で、将来的に農業廃止を考えているため、実家の近所に住む譲受人に相談したところ、今回の売買が成立したものです。譲受人は多くの農地を有し経営を行っておりますので、申請地も畦畔含め適切に管理してほしいと伝えております。ご審議よろしく願いいたします。	１　５　番		番号５号ですが、何平米くらいの農機具置場ができるんですか。計画書に利用率の記載は必要ですか。
			事　務　局		利用率は住宅を建てる際のみに適用されます。農機具置場は露天のものです。
議　長		ありがとうございました。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。	議　長		ほかにありませんか。
一　同		〔　なしの声あり　〕	一　同		〔　なしの声あり　〕
議　長		ないようですので、議案第３号「農地法第３条第１項の規定による許可	議　長		ないようですので、議案第４号「農地法第４条第１項の規定による許可申請の件について」の番号１号から番号５号をお諮りいたします。ご異議

		ございませんか。
一	同	〔 異議なしの声あり 〕
議	長	異議なしと認めます。よって、議案第４号「農地法第４条第１項の規定による許可申請の件について」の番号１号から番号５号の５件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。１０ページをお開きください。議案第５号「農地法第５条第１項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事	務	局
		議案第５号「農地法第５条第１項の規定による許可申請の件について」番号１号から番号４号の４件につきまして、ご説明いたします。
		〔 議案第５号 番号１号から番号４号を朗読 〕
		なお農地区分につきましては、番号３号はＪＲの駅から３００ｍ以内に位置するため、第３種農地に該当します。番号４号は国または地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので第１種農地に該当します。第１種農地は原則不許可ですが、「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」にあたり、不許可の例外に該当します。その他はすべて第２種農地です。
		以上４件につきましては、営農条件および市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性および周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われますので、ご提案申し上げます。
議	長	事務局の説明が終わりました。引き続き備考欄に委員説明がある案件について、担当委員さんから順次説明をお願いします。
7	番	番号１号について説明します。譲渡人２名のうち、１名は高齢化により農地の管理が難しくなり、また１名は申請地を貸し出しておりました。譲受人は住宅会社で、分譲住宅を建てるため譲受人に話をしたところ、２名で話し合い今回売却を行うこととなったものです。周辺農地や水利組合の了解も得ており、問題ありません。ご審議よろしく願いいたします。
17	番	番号３号について説明します。申請地はＪＲの線路沿いに位置し、長年耕作されておりません。譲受人が看板を設置するため、今回申請を行うものです。周辺農地の影響もなく問題ありません。ご審議よろしく願いいたします。
1	番	番号４号について説明します。こちらについては、借人が市道や農道等の工事を始めることから、申請地で事務所や仮設トイレを建てるための一時転用の申請です。周辺農地の影響もなく問題ありません。ご審議よろしく願いいたします。
議	長	ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。
一	同	〔 なしの声あり 〕

議	長	ないようですので、議案第５号「農地法第５条第１項の規定による許可申請の件について」の番号１号から番号４号についてお諮りいたします。ご異議ございませんか。
一	同	〔 異議なしの声あり 〕
議	長	異議なしと認めます。よって議案第５号「農地法第５条第１項の規定による許可申請の件について」の番号１号から番号４号の４件については、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。１２ページをお開きください。議案第６号「非農地証明願いの件について」事務局の説明を求めます。
事	務	局
		議案第６号「非農地証明願いの件について」ご説明いたします。
		〔 議案第６号 番号１号を朗読 〕
		非農地証明事務処理要領の非農地の認定基準によりますと、番号１号は「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設(農道、水路等)の用に供する場合」に該当すると判断されます。よろしくご審議の程お願いいたします。
議	長	事務局の説明が終わりましたので、続けて担当委員さんから順次説明をお願いします。
9	番	番号１号について説明します。申請地につきましては、昭和５０年代から農道として使用されておりました。地元自治会にも話をしており、非農地証明書を交付しても問題ないかと思われます。ご審議よろしく願いいたします。
議	長	ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。
一	同	〔 なしの声あり 〕
議	長	ないようですので、議案第６号「非農地証明願いの件について」番号１号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。
一	同	〔 異議なしの声あり 〕
議	長	異議なしと認めます。よって議案第６号「非農地証明願いの件について」番号１号の１件については適当と認め、非農地証明書を交付することと決定いたします。次に進ませていただきます。１３ページをお開きください。議案第７号「非農地通知の件について」事務局の説明を求めます。
事	務	局
		議案第７号「非農地通知の件について」を説明いたします。
		〔 議案第７号 番号１号から番号３号を朗読 〕

		よろしくご審議の程、お願い申し上げます。
議 長		事務局の説明が終わりましたので、これより担当委員からの説明をお願いします。
6 番		番号 1 号について説明いたします。現地を確認したところ、道が狭く申請地に近づくのもやっとの状態で、途中から進むことができませんでした。周囲も山林化しており、非農地通知が妥当と思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
1 4 番		番号 2 号について説明します。現地を確認したところ、申請地の一帯は 大木が茂っており、農地としての復旧は見込めない状況です。 番号 3 号について説明します。申請地は県道沿いにありますが、申請地と道路に高低差があるところで、こちらもあり大木が茂っております。 以上 2 件、非農地通知が妥当と思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長		担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。
一 同		[なしの声あり]
議 長		ないようですので、議案第 7 号「非農地通知の件について」お諮りをいたします。ご異議ございませんか。
一 同		[異議なしの声あり]
議 長		異議なしと認めます。よって議案第 7 号「非農地通知の件について」番号 1 号から番号 3 号の 3 件につきましては対象地を農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付することとさせていただきます。1 5 ページをお開きください。議案第 8 号「農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案第 8 号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法の第 1 8 条第 1 項の規定に基づき農業委員会の決定が求められています。1 5 ページから 2 7 ページまでの農業者相互の貸借権の設定については件数 2 2 件、面積 4. 1 ヘクタールでございます。また農地中間管理機構を介した一括方式による貸借につきましては 2 8 ページから 3 6 ページまでとなっております。農地の管理者から香川県農地機構への貸付と、農地機構から耕作者の転貸を一括して掲載しております。耕作者に転貸する件数は 1 4 件であり、面積は 3. 9 ヘクタールとなっております。以上、利用権の設定計 3 6 件の申し出につきましては農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の要件にあります、すべてにおいて耕作の事業を行うこと、耕作の事業に必要な作業に常時従事すること、対象農地を効率的に利用することができることの、3 つの要件を満たしております。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長		事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。
一 同		[なしの声あり]
議 長		ないようですので、議案第 8 号「農用地利用集積計画の件について」お諮りします。ご異議ございませんか。
一 同		[異議なしの声あり]
議 長		異議なしと認めます。よって、議案第 8 号「農用地利用集積計画の件について」は 3 6 件すべて適当と認め、決定といたします。本日予定していました議案の審議は以上です。ありがとうございました。

その他の件

- 1. 2025年農林業センサスへのご協力について
- 2. 令和6年度赤い羽根共同募金（バッジ募金）協力のお願い
- 3. 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について（通知）

4. その他

- (1) 10月定例総会について
日 時 令和6年10月21日（月）午後1時30分
場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13：30～16：00】

相 談 日	開 催 場 所	相 談 委 員	
10月7日（月）	危機管理センター1階 打合せコーナー1	三野町：岡根 譲	豊中町：安藤 弘
		詫間町：石原 剛	仁尾町：組橋 進

(3) 今後の予定

月 日	会 議 名 等	開 催 場 所
10月17日（木） 19：00～	三豊市農業委員会地区推進委員会	危機管理センター2階 201・202会議室

- (4) 配布物
・農政情報（No.393）

閉 会 【 午後 2時55分 】

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名する。

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____